# 一般財団法人 日本水路協会 日本 語 仮 訳 版

## 国際海事機関

#### INTERNATIONAL MARITIME ORGANIZATION

4 ALBERT EMBANKMENT LONDON SE1 7SR

Telephone: +44 (0)20 7735 7611 Fax: +44 (0)20 7587 3210

訓練当直基準小委員会回章 STCW.7/Circ.24 2017 年 2 月 6 日

## 1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する 国際条約(STCW 条約)改正版

1978 年 STCW 条約改正版の要求事項に関する 締約国、主管庁、外国船舶監督(PSC)当局、認定機関及びその他の関連機関のための 暫 定 手 引

- 1. 人的要因・訓練・当直小委員会は、その第 4 会期(2017 年 1 月 30 日~2 月 3 日)において、1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(STCW 条約)改正版に対する 2010 年マニラ改正事項の履行に関し、一部明確化を行う緊急の必要性を指摘した。
- 2. また、当小委員会は次の事項についても留意した。
  - .1 1978 年 STCW 条約改正版において要求されていない検査又は調査の間の証拠書類の提示要求に関連する問題は、主管庁、企業及び船員に対し重大かつ不必要な業務上の負担をもたらしていた。 更に、一部の問題は、IMO モデルコースの地位に関する解釈の不一致に結びついていることが指摘された
  - .2 1978 年 STCW 条約改正版は、証明書や証拠書類の中でさまざまな形で引用されていた。
  - .3 1978 年 STCW 条約改正版において要求される電子海図表示・情報システム(ECDIS)のトレーニング及び習熟の規定に対する誤った解釈が報告された。
  - .4 STCW 条約及び STCW コードに対する 2010 年マニラ改正では、第 II/5 規則(熟練船員甲板)、第 III/5 規則(熟練船員機関)、第 III/6 規則(電気技術士官)及び第 III/7 規則(電気技術部員)に定められている 4 件の新しい証明書が導入され、そして適用される規定の誤った解釈が報告されている。
- 3. 当小委員会では、すべての関係者を支援するため、附属書に定められているとおり、暫定手引に おける多数の問題点について明確にすべく説明を用意した。

- 4. 加盟国は、適切に指導され、この暫定手引(ガイダンス)に関係するすべての関係者、特に外国船舶監督官、認定機関、企業及びその他の関係当事者の注意を喚起するよう要請される。
- 5. この回章の内容は、海上安全委員会回章 MSC/Circ.1030 及び同回章 MSC/Circ.1032 における指針を考慮したものである。

\* \* \*

#### **ANNEX**

# 1978 年 STCW 条約改正版の要件に関する 締約国、主管庁、外国船舶監督(PSC)当局、認定機関及び その他の関連機関のための

### 暫定手引

### 検証のための文書の提示

- 1. 1978 年 STCW 条約改正版の第 I/2 規則の下で、船上において特定の職務を担うことを認める文書は、資格証明書及び技能証明書であり、第 V/2 規則に関してのみ文書証拠である。 1978 年 STCW 条約改正版の下で要求される証明書又は文書証拠の一覧表は、STCW コードの第 B-I/2 表に示されている。
- 2. 1978 年 STCW 条約改正版の第 II 章、第 III 章、第 IV 章、第 V 章、第 VI 章及び第 VII 章に従い発行された資格証明書、技能証明書及び文書証拠は、必要なすべてのトレーニングを成功裏に完了し、そして必要な資格基準が達成されていることの証拠である。
- 3. トレーニング・プログラムの開発を行ううえで、IMO モデルコースは役立つかもしれないが、それらは必須ではなく、また、主管庁は改正版 STCW コードの目的に適合するトレーニング・コースを準備し、承認する際にそれらを使用する必要はない。
- 4. IMO モデルコースの妥当性検証では、その内容に異議を唱える理由がないことを意味している。 それは条約の公式解釈を意味するものではなく、また、IMO の組織により承認されたことを意味 するものではない。
- 5. 以下のとおり合意された。
  - .1 1978 年 STCW 条約改正版の第 I/4 規則に従い、船員は、条約で要求されていない検証のための文書を提示する必要はない。
  - .2 1978 年 STCW 条約改正版に基づいて発行された証明書又は証拠文書は、IMO モデルコース への参照を含む必要はない。

#### 1978 年 STCW 条約改正版への参照

- 6. IMO 内における通常の慣行としては、国際条約のタイトルの頭文字(頭字語)とその条約が採択された日付(例えば、SOLAS 1974)により国際条約を参照することである。 元の条約に対し改正が行われた場合は、その改正を反映すべくタイトルも修正される(例えば、SOLAS 1974 改正版)が、改正された条約のタイトルに改正の年月日を添えることは通常行われない。
- 7. 証明書や承認文書などにおいて、1978 年 STCW 条約改正版とは異なる別の参照が行われていることが見られ、混乱を招いていることが報告されている。 特に、その引用が異なる意味を持っている場合、又はその違いが意図されたものでない場合である。
- 8. STCW コードの第 A-I/2 に示されている証明書及び承認文書の書式は、「1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(STCW 条約)改正版」を指す。

- 9. 混乱を避けるために、STCW 条約を参照している証明書や承認文書には、改正の年月日を追記せず「1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約 (STCW 条約) 改正版」を使用することが推奨される。
- 10. 船員は、有効であると認められるべき STCW 条約とは異なる参照を含む証明書や証拠書類を保持していることがあることに注意することが重要である。

## 電子海図表示・情報システム(ECDIS)のトレーニング要件と検証のための文書の提示

- 11. STCW コードには、ECDIS に関する承認されたトレーニングの要件が掲げられている。 承認されたトレーニングを完了していない場合、当該船員に発行される証明書及び認定文書に制約事項が掲げられる必要がある。 そのような制約事項が明示されていない場合、当該証明書及び認定文書は、必要な承認済みのトレーニングを正常に完了し、資格基準が達成されていることの証拠である。
- 12. ECDIS 機器に関し型式固有の承認されたトレーニングの要件は存在しない。実証する必要がある知識、理解及び習熟度は、船員があらゆる種類の機器の基本的操作に必要な技能を有していることを確保すべく一般化されている。
- 13. 企業は、規則第 I/14 項に従い、それぞれ自社の船舶に従事する船員が ECDIS を含み搭載されている機器に習熟していることを確保する責任がある。
- 14. ECDIS の使用に関するトレーニングを受ける必要のある船員は、次の事項について合意されている。
  - .1 設置されている機器に固有の ECDIS に関するトレーニングの文書を提示する必要はないこと。
  - .2 船上に設置された ECDIS 機器に精通している必要があること。

# 第 II/5 規則 (熟練船員甲板)、第 III/5 規則 (熟練船員機関)、第 III/6 規則 (電気技術士官) 及び第 III/7 規則 (電気技術部員)

- 15. 第 II/5 規則、第 III/5 規則、第 III/6 規則及び第 III/7 規則の適用規定の誤った解釈が報告されている。 特に、本船の最少安全配員証書 (MSMD) に含まれていない乗組員について、外国船舶検査官は、そのような乗組員に対し資格証明書又は技能証明書を持つよう要求した。
- 16. 外国船舶監督官、認定機関及びその他の関係機関等は、2011 年の"ポートステートコントロールのための手続き"付属書 11 の第 2.1 項における「船舶が旗国によって発行された最少安全配員証書(MSMD)又はそれに準ずる文書に従い配乗されている場合、外国船舶監督官は、当該船舶は安全に配乗されていることを認めるべきである。」に注意すること。

\* \* \*